

同意第3号

山陽小野田市監査委員の選任について

下記の者を山陽小野田市監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和7年5月23日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

記

住 所 山陽小野田市大字小野田7423番地1（旦東）

氏 名 江本勝一

生年月日 昭和27年7月31日

提案理由 江本勝一委員の任期が令和7年6月27日をもって満了するため

(参 考)

○ 地方自治法

第195条 略

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市及び町村にあつては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とするものとする。

2～5 略

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

○ 山陽小野田市監査委員条例

(監査委員の定数)

第2条 監査委員の定数は、2人とする。

○ 現在の委員

◎ 江 本 勝 一 (R3.6.28 ~ R7.6.27)

笹 木 慶 之 (R5.10.27 ~ R7.10.9)

経 歴

本 籍 山口県山陽小野田市

現住所 山口県山陽小野田市大字小野田7423番地1（旦東）

え も と か つ い ち

江 本 勝 一

昭和27年7月31日生（72歳）

学 歴

昭和54年3月 中央大学法学部卒業

職 歴

昭和54年4月 小野田市奉職

平成12年4月 教委・勤労青少年ホーム館長兼高千帆公民館長

平成13年4月 福祉部社会課長

平成15年4月 企画調整部企画課長

平成17年3月 総務部財政管理課長

平成18年4月 企画政策部次長兼財政課長

平成19年4月 南支所長

平成23年4月 監査委員事務局長兼公平委員会事務局長

平成25年3月 山陽小野田市退職

公 職 歴

令和 3 年 6 月

）

山陽小野田市監査委員

現 在

団 体 歴

平成 2 9 年 6 月

）

一般社団法人西日本小型自動車競走会理事

平成 3 0 年 6 月

平成 3 0 年 6 月

）

一般社団法人西日本小型自動車競走会常務理事

令和 3 年 6 月

同意第3号参考資料



(氏名) 江 本 勝 一

令和7年5月23日

山陽小野田市監査委員としての抱負

江 本 勝 一

昨今、経済社会環境の変化が地方自治体を取り巻く環境に大きく影響を及ぼしてきて、これに伴い、行政が行う業務も年々変化、変革しており、監査自体も旧態依然とした考えでの監査では対応しきれないと感じております。

地方自治法をはじめとした法令に準拠した権限の範囲内で、法令に沿った監査の実施を行う必要があるのは勿論のことです。市の行う事務事業が法令等に基づいて適正に行われているか、各事業が市民にとって必要な事業であったか、本市の発展に資する事業であったか、最少の経費で最大の効果をあげよう実施されているかなど、市政の合理性、効率性、有効性、経済性に基づいた幅広い観点での監査を実施することが肝要であり、その結果、監査の有用性をより高めることができるのではと思っております。

これらを実現するためには常日頃から積極的に課題の研究や自己研修などの研鑽が必要不可欠と考えております。これまでの市職員として34年間、特に財政の通算9年、監査委員事務局長の2年の経験を生かして、この4年間、監査委員としての役割を果たして参りましたが、今後にあっては、改めて監査の実効性をより高められるよう、ご期待に応えるべく一層の精進、努力を積み重ねて参らなければならないと強く思っているところであります。

監査が、市議会における審議等と相まって、市の行政運営の適正が確保され、市民の信頼が高まるよう、そして監査が民主的かつ効果的な行政の執行確保に資し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する役割を担えればと思っております。